

岩手県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年9月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示

岩手県環境影響評価技術指針（平成11年岩手県告示第19号の3）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 事業特性（第1条関係）			別表第1 事業特性（第1条関係）		
事業の種類	事業特性		事業の種類	事業特性	
[略]			[略]		
条例	[略]		条例	[略]	
別表第4号に掲げる事業	太陽電池発電所の設置及び変更の工事業	[略]	別表第4号に掲げる事業	太陽電池発電所の設置及び変更の工事業	[略]
	送電線路の設置及び変更の工事業	[略]		送電線路の設置及び変更の工事業	[略]
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第2中表の部分の部分を次のように改める。

事業	環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素												生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素						
		大気環境				水環境		その他の環境						動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等					
		大気質	騒音	振動	悪臭	水質	その他	地形及び地質	地盤	土壌	その他	日照	電波障害								反射光	風車の影			
	影響要因の区分	二酸化窒素等	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の汚れ等	土砂による濁り	地下水	重要な地形及び地質	地下水位低下	土壌の安定性	土壌汚染	日照障害	電波障害	反射光	風車の影	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び重要な群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物に伴う副産物	建設工事	二酸化炭素等
条例別表第1号に掲げる事業（一般国道、県道、市町村道又は農道の新設又は改	工事の	建設機械の稼働		○	○	○												○							
	実施	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		○	○	○												○							
		切土工等又は既存の工作物の除去																○						○	
		工事施工ヤードの設置								○								○	○	○					
		工事用道路等の設置								○								○	○	○					
	土地又は工作	道路（地表式又は掘割式）の存在								○								○	○	○	○	○			

ウ [略]
 (5)～(17) [略]
 3～9 [略]

- 10 [略]
- 11 [略]
- 12 [略]
- 13 [略]
- 14 [略]
- 15 [略]
- 16 [略]
- 17 [略]

別表第3 参考手法 (第4条関係)

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
[略]			
地下水位等(底質の有害物質)	[略]	1・2 [略]	1～3 [略]
		3 調査地域 しゅんせつ 浚渫工事を行う地域	4 予測対象時期等 しゅんせつ 浚渫工事による有害物質に係る環境影響が最大となる時期
		4・5 [略]	
[略]			
反射光	[略]		
動物に係る重要な種及び注目すべき生息地	[略]	1 調査すべき情報 (1) 脊椎動物、昆虫類 その他主な陸生動物及び魚類その他の主な水生動物に係る動物相の状況	1 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析
	土 道 路 (地 表 式 又 は 掘 割 式) の 存 在 、 道 路 (嵩 上 式) の 存 在 、 事 業 の 立 地 及 び 林 道 の 存 在 、 自 動 車 の 走 行 、 ダ ム の 堤 体 の 存 在 、 原 石 山 の 跡 地 の 存 在 、 道 路 の 存		

エ [略]
 (5)～(17) [略]
 3～9 [略]

- 11 [略]
- 12 [略]
- 13 [略]
- 14 [略]
- 15 [略]
- 16 [略]
- 17 [略]
- 18 [略]

10 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象(シャドーフリッカー)をいう。

別表第3 参考手法 (第4条関係)

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
[略]			
地下水位等(底質の有害物質)	[略]	1・2 [略]	1～3 [略]
		3 調査地域 しゅんせつ 工事を行う地域	4 予測対象時期等 しゅんせつ 工事による有害物質に係る環境影響が最大となる時期
		4・5 [略]	
[略]			
反射光	[略]		
風車の影	土 地 又 は 工 作 物 の 存 在 及 び 供 用	1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理 3 調査地域 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて前号の調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握できる時期	1 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成 2 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて前号の予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期
動物に係る重要な種及び注目すべき生息地	[略]	1 調査すべき情報 (1) 脊椎動物、昆虫類 その他主な陸生動物及び魚類その他の主な水生動物に係る動物相の状況(造成等の施工による一時的な影響(風力発電所の設置及び変更の工事の事業に係るものに限る。))並びに地形改変及び施設の存在	1 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び注目すべき生息地(造成等の施工による一時的な影響(風力発電所の設置及び変更の工事の事業に係るものに限る。))並びに地形改変及び施設の存在
	土 道 路 (地 表 式 又 は 掘 割 式) の 存 在 、 道 路 (嵩 上 式) の 存 在 、 事 業 の 立 地 及 び 林 道 の 存 在 、 自 動 車 の 走 行 、 ダ ム の 堤 体 の 存 在 、 原 石 山 の 跡 地 の 存 在 、 道 路 の 存		

<p>及 び 供 用</p> <p>在、建設発生土 処理場の跡地の 存在、ダムの供 用及び貯水池の 存在、堰及び護 岸の存在、堰の 供用及び湛水区 域の存在、放水 路の存在及び供 用、鉄道施設（ 地表式又は掘割 式）の存在、鉄 道施設（嵩上式 ）の存在、軌道 の施設（地表式 又は掘割式）の 存在、軌道の施 設（嵩上式）の 存在、索道の施 設の存在、地形 改変及び施設の 存在、施設の稼 働（温排水）、 事業の立地及び 土地又は工作物 の存在、最終処 分場の存在、敷 地の存在（土地 の改変）並びに 事業場における 事業活動</p>	<p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏 まえて前号の調査地域に おける重要な種及び注目 すべき生息地に係る環境 影響を予測し、及び評価 するために必要な情報を 適切かつ効果的に把握で きる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏 まえて第3号の調査地域 における重要な種及び注 目すべき生息地に係る環 境影響を予測し、及び評 価するために必要な情報 を適切かつ効果的に把握 できる期間、時期及び時 間帯</p>	<p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動物 の生息の特性を踏まえて 重要な種及び注目すべき 生息地に係る環境影響を 受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏 まえて重要な種及び注目 すべき生息地に係る環境 影響を的確に把握できる 時期及び時間帯</p>		<p>及 び 供 用</p> <p>在、建設発生土 処理場の跡地の 存在、ダムの供 用及び貯水池の 存在、堰及び護 岸の存在、堰の 供用及び湛水区 域の存在、放水 路の存在及び供 用、鉄道施設（ 地表式又は掘割 式）の存在、鉄 道施設（嵩上式 ）の存在、軌道 の施設（地表式 又は掘割式）の 存在、軌道の施 設（嵩上式）の 存在、索道の施 設の存在、地形 改変及び施設の 存在、施設の稼 働、事業の立地 及び土地又は工 作物の存在、最 終処分場の存在 、敷地の存在（ 土地の改変）並 びに事業場にお ける事業活動</p>	<p>在（火力発電所又は風 力発電所の設置及び変 更の工事の事業に係る ものに限る。）（(2) 、第4号及び第5号に おいて「造成等の施工 による一時的な影響等 」という。）にあって は、脊椎動物及び昆虫 類に係る動物相の状況 並びに魚等の游泳動物 、潮間帯生物（動物） 、底生生物（動物）、 動物プランクトン及び 卵・稚仔（以下「海生 動物」という。）の主 な種類及び分布の状況 ）</p> <p>(2) 造成等の施工によ る一時的な影響等にあ っては、干潟、藻場及 びさんご礁（以下「干 潟等」という。）の分 布並びに干潟等におけ る動物の生息環境の状 況</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏 まえて前号の調査地域に おける重要な種及び注目 すべき生息地（造成等の 施工による一時的な影響 等にあつては、海生動物 及び第1号(2)に規定す る動物（以下「海域に生 息する動物」という。） の生息環境並びに動物の 重要な種及び注目すべき 生息地）に係る環境影響 を予測し、及び評価する ために必要な情報を適切 かつ効果的に把握できる 地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏 まえて第3号の調査地域 における重要な種及び注 目すべき生息地（造成等 の施工による一時的な影 響等にあつては、海域に 生息する動物の生息環境 並びに動物の重要な種及 び注目すべき生息地）に 係る環境影響を予測し、 及び評価するために必要 な情報を適切かつ効果的 に把握できる期間、時期</p>	<p>る。）（次号及び第3号 において「造成等の施工 による一時的な影響等」 という。）にあっては、 海域に生息する動物の生 息環境並びに動物の重要 な種及び注目すべき生息 地）について、分布又は 生息環境の改変の程度を 踏まえた事例の引用又は 解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動物 の生息の特性を踏まえて 重要な種及び注目すべき 生息地（造成等の施工に よる一時的な影響等にあ つては、海域に生息する 動物の生息環境並びに動 物の重要な種及び注目す べき生息地）に係る環境 影響を受けるおそれがあ る地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏 まえて重要な種及び注目 すべき生息地（造成等の 施工による一時的な影響 等にあつては、海域に生 息する動物の生息環境並 びに動物の重要な種及び 注目すべき生息地）に係 る環境影響を的確に把握 できる時期及び時間帯</p>
--	---	--	--	--	--	---

<p>植物に係る重要な種及び重要な群落</p>	<p>[略]</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) <u>河川又は湖沼</u>にあつては、<u>種子植物</u>その他主な植物に関する植物相及び植生の状況、<u>海域</u>にあつては、<u>海藻類</u>その他主な植物に関する植物相及び植生の状況（<u>条例別表第4号</u>に掲げる事業にあつては、<u>種子植物</u>その他主な植物に関する植物相及び植生の状況）</p> <p>(2) 植物の重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p>	<p>1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>植物に係る重要な種及び重要な群落</p>	<p>[略]</p>	<p>及び時間帯</p> <p>1 調査すべき情報 (1) <u>種子植物</u>、<u>海藻類</u>その他主な植物に関する植物相及び植生の状況（<u>施設の稼動</u>（<u>温排水</u>）にあつては<u>潮間帯生物</u>（<u>植物</u>）、<u>海藻類</u>及び<u>植物プランクトン</u>（以下「<u>海生植物</u>」という。）の主な種類及び分布の状況、<u>造成等</u>の施工による一時的な影響（<u>風力発電所の設置及び変更の工事</u>の事業に係るものに限る。）並びに<u>地形改変及び施設の存在</u>（<u>火力発電所</u>又は<u>風力発電所</u>の設置及び変更の工事の事業に係るものに限る。））（(2)、<u>第4号</u>及び<u>第5号</u>において「<u>造成等</u>の施工による一時的な影響等」という。）にあつては<u>種子植物</u>その他主な植物に関する植物相及び植生の状況並びに<u>海生植物</u>の主な種類及び分布の状況</p> <p>(2) <u>施設の稼動</u>（<u>温排水</u>）及び<u>造成等</u>の施工による一時的な影響等にあつては、<u>干潟等</u>における植物の生育環境の状況</p> <p>(3) <u>植物</u>（<u>海生植物</u>及び(2)に規定する植物（以下「<u>海域に生育する植物</u>」という。）を除く。）の重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な種及び重要な群落（<u>施設の稼動</u>（<u>温排水</u>）にあつては<u>海域に生育する植物</u>の生育環境、<u>造成等</u>の施工による一時的な影響等）にあつては<u>海域に生育する植物</u>の生育環境並びに<u>植物</u>（<u>海域に生息する植物</u>を除く。）の重要な種及</p>	<p>1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び重要な群落（<u>施設の稼動</u>（<u>温排水</u>）にあつては<u>海生植物</u>及び<u>干潟等</u>、<u>造成等</u>の施工による一時的な影響（<u>風力発電所の設置及び変更の工事</u>の事業に係るものに限る。）並びに<u>地形改変及び施設の存在</u>（<u>火力発電所</u>又は<u>風力発電所</u>の設置及び変更の工事の事業に係るものに限る。））（<u>次号</u>及び<u>第3号</u>において「<u>造成等</u>の施工による一時的な影響等」という。）にあつては<u>海生植物</u>及び<u>干潟等</u>並びに<u>植物</u>（<u>海域に生育する植物</u>を除く。）の重要な種及び重要な群落）について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落（<u>施設の稼動</u>（<u>温排水</u>）にあつては<u>海域に生育する植物</u>の生育環境、<u>造成等</u>の施工による一時的な影響等）にあつては<u>海域に生育する植物</u>の生育環境並びに<u>植物</u>（<u>海域に生育する植物</u>を除く。）の重要な種及び重要な群落）に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落（<u>施設の稼動</u>（<u>温排水</u>）にあつては<u>海域に生育する植物</u>の生育環境、<u>造成等</u>の施工による一時的な影響等）にあつては<u>海域に生育する植物</u>の生育環境並びに<u>植物</u>（<u>海域に生育する植物</u>を除く。）の重要な種及び重要な群落）に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
-------------------------	------------	--	---	-------------------------	------------	--	--

		<p>5 調査期間等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて第3号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>				<p>び重要な群落)に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて第3号の調査地域における重要な種及び重要な群落(施設の稼働(温排水)にあつては海域に生育する植物の生育環境、造成等の施工による一時的な影響等にあつては海域に生育する植物の生育環境並びに植物(海域に生育する植物を除く。)の重要な種及び重要な群落)に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	
地域を特徴づける生態系	[略]	<p>1・2 [略]</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4・5 [略]</p>	[略]	地域を特徴づける生態系	[略]	<p>1・2 [略]</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域(火力発電所又は風力発電所の設置及び変更の工事の事業にあつては、陸域における対象事業実施区域及びその周辺の区域)</p> <p>4・5 [略]</p>	[略]
	<p>土 道路(地表式又は掘割式)の存在、道路(嵩上式)の存在、事業の立地及び林道の存在、ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土及処理場の跡地の存在、ダムの供用及び貯水池の存在、堰及び護岸の存在、堰の供用及び湛水区域の存在、放水路の存在及び供用、鉄道施設(地表式又は掘割式)の存在、鉄道施設(嵩上式)の存在、軌道の施設(地表式又は掘割式)の存在、軌道の施設(嵩上式)の存在、索道の施設の存在、地形改変及び施設の存在、事業の立地及び土地又は工作物の存在、最終処分場の存在、敷地の存在</p>				<p>土 道路(地表式又は掘割式)の存在、道路(嵩上式)の存在、事業の立地及び林道の存在、ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土及処理場の跡地の存在、ダムの供用及び貯水池の存在、堰及び護岸の存在、堰の供用及び湛水区域の存在、放水路の存在及び供用、鉄道施設(地表式又は掘割式)の存在、鉄道施設(嵩上式)の存在、軌道の施設(地表式又は掘割式)の存在、軌道の施設(嵩上式)の存在、索道の施設の存在、地形改変及び施設の存在、施設の稼働、事業の立地及び土地又は工作物の存在、最終処分場の存在</p>		

	(土地の改変)並びに事業場における事業活動				、敷地の存在(土地の改変)並びに事業場における事業活動		
[略]				[略]			
備考 1～7 [略]				備考 1～7 [略]			
	<u>8</u> [略]			<u>8</u>	この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。		
	<u>9</u> [略]			<u>9</u> [略]			
	<u>10</u> [略]			<u>10</u> [略]			
	<u>11</u> [略]			<u>11</u> [略]			
	<u>12</u> [略]			<u>12</u> [略]			
	<u>13</u> [略]			<u>13</u> [略]			
	<u>14</u> [略]			<u>14</u> [略]			
	<u>15</u> [略]			<u>15</u> [略]			
	<u>15</u> [略]			<u>16</u> [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。